

別海町議会会議録

第2号（平成29年12月13日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 13番 中村忠士 議員
- ② 6番 森本一夫 議員
- ③ 4番 木嶋悦寛 議員
- ④ 2番 外山浩司 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 13番 中村忠士 議員
- ② 6番 森本一夫 議員
- ③ 4番 木嶋悦寛 議員
- ④ 2番 外山浩司 議員
- ⑤ 11番 瀧川榮子 議員

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	沓 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議 長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	伊 藤 多加志	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	登 藤 和 哉

建設水道部長 宮越正人
 会計管理者 下地哲
 農委事務局長 中村公一
 産業振興部次長 門脇芳則
 教育部次長 山田一志
 総合政策課長 佐々木栄典
 税務課長 阿部美幸
 福祉課長 宮本栄一
 町民課長 青柳茂
 老健事務長 川畑智明
 水産みどり課長 干場富夫
 管理課長 伊藤一成
 建築住宅課長 山岸英一
 学務課長 入倉伸顕
 中央公民館長 石川誠
 図書館長 千葉宏

病院事務長 大槻祐二
 監査委員事務局長 佐藤敏
 総務部次長 今野健一
 建設水道部次長 山岸英一
 総務課長 今野健一
 財政課長 寺尾真太郎
 防災交通課長 麻郷地聡
 介護支援課長 竹中利哉
 保健課長 小湊昌博
 農政課長 門脇芳則
 商工観光課長 伊藤輝幸
 事業課長 小島実
 上下水道課長 外石昭博
 生涯学習課長 山田一志
 西公民館長 新堀光行
 病院事務課長 三戸俊人

○議会事務局出席職員

事務局長 浦山吉人 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

11番 瀧川榮子
 13番 中村忠士

12番 戸田憲悦

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

11番瀧川議員、12番戸田議員、13番中村議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（松原政勝君） 日程第2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者はその内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いをいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、13番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目ではありますが、別海バイオガス発電株式会社の経営状況と町のかかわりについてお伺いいたします。

別海バイオガス発電株式会社は、2015年、平成27年の3月に建設工事を完了。同年の7月から本格操業開始しています。

建設事業費総額は25億3,000万円。これには補助金7億円、借入金14億円、出資金4億3,000万円が充てられており、出資金のうち別海町は15%、6,450万円を出資しています。

私は、再生可能エネルギーの開発、推進には行政も力を入れ、必要な支援をしていく必要があると考えています。

同時に、7億円の公費と6,000万円以上の町費が投入され、会社の経営状況が利用農家の経営、ひいては別海酪農そのものにも影響を与えかねないことから、町政の重要問題の一つととらえています。

出資による行政効果といった観点から7点質問します。

まず1点目ですが、町の基本姿勢についてお聞きします。

先に述べたように、町は6,450万円を出資し株主になっています。町費を投入している以上は、町民に対して経営の透明性が確保されるべきですし、説明責任が町にはあるものと考えます。

経営の透明性の確保、町の説明責任について、町はどのように考えているか、お聞きし

ます。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 本質問については、私のほうから御答弁をさせていただきます。

バイオガス発電株式会社は、平成25年10月に普通株式4,300株、4億3,000万円のうち、三井造船株式会社が株式の70%、3,010株、3億100万円、本町は30%、1,290株、1億2,900万円を出資し、共同で設立した会社法に基づいた株式会社でございます。

その後、平成29年9月に本町所有株のうち、11.4%、490株、4,900万円を中春別農業協同組合へ、3.6%、155株、1,550万円を道東あさひ農業協同組合へ譲渡しているところでございます。

町が出資している団体の経営状況については、2分の1以上出資している第三セクター等に関しましては、毎年度、経営状況等の報告を受け、議会に提出する必要がありますが、別海バイオガス発電株式会社は、会社法に基づいた株式会社でございますので、株主として知り得た情報の中から、可能なものは公表をしているというところでございます。

また、町及び農協からも取締役を出して、株主への報告もされていることから、問い合わせのあったものにつきましては、会社の了解を得て、情報公開制度に基づき公開しております。

また、会社が独自にお知らせしております会社報を発行しておりますので、プラントの稼働状況など施設に関する情報については、定期的に利用農家等に対して発信しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 私はですね、私の質問の趣旨はね、今のお答えにありましたように、利用農家さんには運営状況等についてお知らせをしているというお話でしたけども、もちろんそれは必要です。もちろん町民の方々であるということ間違いありません。

しかし、私が質問してる内容は、町民一般にですね、町費を投入しているんだから情報の開示というものが必要ではないかという点で、お伺いをしたわけであります。

今のお答えは、ほぼ今まで、一般質問等で聞いてきた内容とそっくりそのまま同じなんですけど、突っ込んだ段階でお伺いをして、町側からの答弁として受けているのはですね、例えば、2014年の3月の議会で予算審議において、このように答弁されております。

取締役会議事録月次業績報告、決算書類、税務申告書、年次予算、これについては共同出資者が報告を受けることになっているので開示できるだろうというふうにお答えなってるわけですね、そういうようなことについて、具体的に町民に対して開示すべきだと私は思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど私が申し上げました、情報公開制度をもとにという観点からお話しさせていただきますと、情報公開制度の意義は御存じだと思いますが、行政の監視、行政の参加意識の高揚ということから、説明責任が出るというふうなことの意義になっております。

それを踏まえまして、町としても的確な開示、不開示の判断と確保、あるいは事案処理、遅滞の解消などに努めていることから、今までどおり、請求のあったものに関して可

能な限り開示をするという姿勢でございます。

以上でございます

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、何回かやりとりしてきたからね。一般論で私は言っていないわけです。これは開示するって言ったんだから開示してくださいって話なんです。

改めて聞きますけども取締役会議議事録ですね、それから月次、月ごとの業務報告、決算書類、税務申告書、年次予算、これは開示できるって言ったわけですから、開示していただきたいというふうに思うんですがどうですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） お答えさせていただきます。

町といたしましては、適正な行政文書の公開、徹底ということで、いろいろな仕組みづくりも必要とは考えてはおりますが、情報公開要求のあったことについての的確に公開をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町長にお聞きしますが、これは前任の町長からのお答えでしたけれども、一部分出せない部分もあると、だけどそれはほんの少しだと、こういうふうにお答えになってます。

全てを情報公開しないというわけではなくて、ほんの一部分は公開できないところはあるけれども、公開できることは全て公開していくということだというふうに、これは27年の9月議会で、前町長がお答えになってます。

こういう姿勢を確認したいんですが、いかがですか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

情報を意図的に隠すというような気持ちはありません。

ただ、公的な機関が知り得た情報は、情報公開法に基づいて、出せるものは出すという考えは前任町長と変わらないと思います。

ただ、その積極的に、ここの会社が今こういうふうになってますよってというようなことを全町民に知らせなきゃならないのか、それとも、知りたいと言う人が担当部署にあの会社の経営はどうなったのか知りたいと言ってきた場合に、知らせれるものはきちっと明示しますということがいいのか、そこら辺は、その場合、場合によって対応すべきことだと思っています。

ですから、町が出資してる会社の全ての関連を全部、一般町民に、みんなにわかるように明示してくださいという話になると、これは事務量も大変になってきますし、なかなかそういう希望であれば、全部答えれるということにはならないかもしれませんけれども、知りたいという方がいた場合には、出せる情報は出していきたいという姿勢で挑んでいきたいというふうに考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 部長も答弁されましたけど、仕組みづくりを今後ね、考えていくってというような余地もお話されています。今も町長もですね、答弁されました。

若干の余地は残っていますが、検討しなければならない余地は残っていますけれども、今後、またその仕組みづくり等について詰めて、論議をさせていただきたいと思います。

原則的には、知りたい情報についてはお知らせするという基本姿勢だという点は、確認できるのではないかなというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

情報公開制度により取り寄せた情報によると、発電会社が本格操業を開始した平成27年度のこれは経常利益ですね、経常利益は1億600万の赤字、28年度は1億4,000万円の赤字となっています。

しかし、操業前の計画書によると、平成27年度の営業利益は1億3,000万円の黒字、28年度は1億4,000万の黒字になるはずでした。収益について当初見込みと実際では、2年間で5億円以上の違いが出てしまったことになるわけです。

なぜ、このような大幅な違いが出てしまったのでしょうか。町の認識並びにこうした事態に対する評価など見解を聞かせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） この質問につきましても、私のほうから御答弁をさせていただきます。

本施設は、平成27年4月から試運転に伴う原材料の受け入れを開始し、同年7月から本格的な稼働となっていますが、1日当たりの原料受け入れ量は家畜ふん尿280トン、産業廃棄物で5トンという計画をしております。

家畜ふん尿につきましては、当初ですが、スラリーが8割、堆肥が2割で計画していたところですが、実際には、スラリーが2割、堆肥が8割という搬入状況となり、かなりの差が出ているところであります。

また、受け入れ原料が堆肥主体となったことで、堆肥原料の受入量を制限したことや機械類の不具合による補修等により、計画の6割程度の受け入れとなったことから、ガスの発生量が少なく売電量が減少したことが要因と考えられます。

したがって、計画で見込んでいた収支状況に至っていないというような報告を受けております。

別海バイオガス発電株式会社では、現在、スラリーの受け入れ量をふやすことや副資材の受け入れも模索し、メタンガス発生量を増加するよう対策をしていることから、当面の間、この対策を見守っていくということにしております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） まあ1年目のですね、本格操業を始めて1年目でいろんな想定外のことが起こるということは、ある程度考えられないこともないんですけども、2年連続してこれほど大幅な赤字が出てるっていうことは、非常によくわからないっていうところがあります。

それでいろいろ情報公開制度使ってくれていうから、情報公開制度を使っていろいろ調べたんですが、なかなかわかんないところがあるんで具体的に3点目の質問として入っていきたいと思います。

3点目の質問ですが、情報公開制度によってもわからなかった幾つかの問題がありますのでお聞きします。

当初計画では、1日当たり、今おっしゃったように家畜ふん尿280トン、それから産

廃系の食品残渣５トン、これを原料にメタンガスによる発電をすることになっていました。

発電量はいろいろ変動するんですけども、最低でも１日当たり２万８,８００キロワットアワーということになっていた平成２７年度、２８年度、それぞれについて、原料処理量は１日平均でというところのぐら이었다たでしょうか、また、発電量はどうかでしょうか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） この質問に関しましては、数量等に関する質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

１日当たりの原料受入量は先ほどから申し上げておおり、当初、家畜ふん尿で２８０トン、産業廃棄物５トンで計画し、発電量については、この原料から発生するガス量をもとに割り出した数値として、１日当たり２万６,１６０キロワットアワーを計画しております。

１日平均の原料受入量につきましては、平成２７年度は計画に対し、ふん尿では５９％の１６５トン、産業廃棄物では３％の０.１５トン、平成２８年度は計画に対し、ふん尿では６０％の１６８トン、産業廃棄物では４５％の２.３トンとの報告を受けているところでございます。

１日平均の発電量については、平成２７年度は計画の５１％、１万３,２５３キロワットアワー、平成２８年度は、計画の５６％、１万４,６３８キロワットアワーとの報告を受けているところでございます。

○議長（松原政勝君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） この発電量については、変動しているものですからね、どこを目標として考えているのかとよくわからないんで、その点を確認したいということも一つあります。

今、２万６,０００なにがしという数字が出ましたけれどもね、それはちょっと当初言われていた１,２００キロワットアワーの２４時間で２万８,８００というふうに説明されていた点とも違うし、最大で１日当たり４万３,２００つまり、１,８００キロワットアワーの２４時間という、最大でという説明もあったと思う。全くの数字には届いていない。

さらに、計画そのものが、この当初言われたことに届かないだけでなく、さらにその５割、あるいは６割弱の発電しかできていないというようなことについて、大変、経営としてどうなんだという疑問が、ここから出てくるわけですね。

とりわけ、食品残渣の処理量については、これは発電量にも関係するし、処理量として年間１,８００万円を収入するという見込みも述べられて、計画の中にあります。

全く発電の効率も悪いし、あるいは処理量としての収入もないし、非常に少ないしというようなことで、大変経営上圧迫されている状況があるのではないかなというふうに、ここから推測できます。

あわせてですね、４番目の平成２９年度の８カ月過ぎましたがけれども、これの原料処理量、発電量、これは１日平均でどのぐらになっているのか、あわせてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） この質問に関しましても、私のほうから答えさせていただきます。

平成29年度10月までの状況につきましては、1日当たり、家畜ふん尿で計画の280トンに対し、79%の223トン、産業廃棄物では計画の5トンに対し30%の1.5トン、発電量では計画の2万6,160キロワットアワーに対し、70%の1万8,260キロワットアワーとの報告を受けているところでございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 本格稼動が始まって3年になってもですね、まだ7割程度、あるいは食品残渣については下がってしまってるという、そういう状況がわかりました。

5番目の質問に入ります。

消化液、敷料の生産量と販売量について、計画と実際を年度ごとに教えてください。

平成27年度、28年度は1年間のトータルで、29年度は現在までのところどうなっているかお知らせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） この質問に関しましても同様に、私のほうから答えさせていただきます。

平成27年度の消化液については、生産量で計画4万7,085トンに対し、3万9,895トンと約85%の実績で、販売量につきましては、計画4万7,085トンに対し、2万493トンと約44%の実績です。

敷料につきましては、生産量、販売量同じく、計画2万2,995立方メートルに対し、1,938立方メートルと約9%の実績となっているところでございます。

平成28年度の消化液につきましては、生産量で計画4万515トンに対し、5万5,794トンと約138%の実績です。

販売量につきましては、計画4万515トンに対し、6万8,826トンと約170%の実績です。

敷料につきましては、生産量、販売量同じく計画2万2,995立方メートルに対し、5,977立方メートルと約26%の実績となっているところです。

なお、消化液の販売実績が生産量を上回っていることにつきましては、前年度からの在庫ということでございます。

平成29年度につきましては、消化液で10月までに4万1,639トンが生産され、4万2,074トンが販売されており、敷料については、生産量、販売量ともに6,600立方メートルとの報告を受けているところでございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） すいません。敷料の平成29年度の生産と販売と両方、今お話になりましたか。

すいません、もう1回お願いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（門脇芳則君） 敷料につきましては生産量、販売量とも同じくですね、同じ数量の6,600立方メートルとの報告を受けているところでございます

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） スラリーとそれから堆肥の受け入れの割合が、当初考えていたものから変わってるということから、こういう点も出てくるかなというふうに思うんですが、予定していたところからトータルで言うとですね、やはりまだまだ、なかなか追いつかないところがあるかなというふうに思いますが、数字的にはわかりました。

6点目の質問に入ります。

今までいろいろ数字をお聞きしてきたわけですが、6点目の質問は、平成28年度に町は堆肥運搬車購入にかかわる補助金2,200万円を支出しています。

これは発電会社そのものに対する補助金ではありませんが、こうした事態がまた起こらないか危惧するところであります。

今後、町費の投入はないと町として断言できるか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） 本質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

本年度の事業計画につきましては、議員の皆様には、平成29年度の予算で御説明しているところですが、現在、施設の隣接地を緊急避難用貯留層等を設置するための用地として町が取得し、別海バイオガス発電株式会社に貸し付けすることとしております。

これ以外に現段階では、町費を投入する考えはございません。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今後ともないっていうことで考えてよろしいですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） 現在のところは、その考えはございません。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 7点目の質問に入ります。

2014年、平成26年の3月議会で、消化液について論議させていただきました。

消化液を使うと収量がふえるという話でしたので、「収量比較だけでなく、土地に対する影響がどうなのかということも重要だ。表層土壌の乾燥密度、土壌炭素の蓄積量、土壌内の生態系、微生物の状況なども重要な要素だ。それは調べているのか」という質問をいたしました。

町当局のそのときの答弁は「把握してない」ということでした。

さらに、「生態系の関係については、寒地土木研究所にアドバイスをいただき、必要であれば調べる」とも答弁されています。

研究所にアドバイスを求めることを含め、その後、調査や研究等はされたでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） 私のほうからお答えさせていただきます。

平成26年3月の定例会において消化液の土壌環境への影響について、「必要があれば調べてみたい」と答弁しておりますが、その後、寒地土木研究所に相談をし、助言をいただいています。

その中で、土壌の乾燥密度や土壌炭素の蓄積量については、圃場の環境や施用形態によって左右されるが、表層土壌の乾燥密度は、消化液より堆肥の密度が低いとのことでした。

また、堆肥は有機物含有量が消化液より多く含まれていることから、炭素の蓄積量が多いとの助言をいただきました。

なお、土壌内の生態系や微生物の状況につきましては、圃場によって傾向が違うことから、分析には圃場1枚1枚を調べて行うこととなり、調査が困難なため、把握していないということでございました。

また、土壤環境調査については圃場により違いがあることと、農家からの研究要望が少ないことから、研究成果は乏しいとの助言も受けております。

町といたしましては、土壤、生態系の調査等につきましては、利用農家や各農業協同組合及び関係機関の意見や要望を聞いた上で、適切に対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 寒地土木研究所のアドバイスをいただいたということで、その内容も今、答弁されたわけですが、非常に大ざっぱな表現でありまして、答弁としてはそうせざるを得ないのかわかりませんが、ちょっと聞きたいんですが、そのアドバイス、資料に基づいて、研究に基づいてアドバイスがされたというふうに思うんですが、そのアドバイスのもとになっている研究資料、調査結果、そういうものについてはあるのか、あるとしたらそれは公表していただきたいと思うんですがどうですか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） お答えをさせていただきます。

研究資料については取り寄せております。研究の資料につきましては、「廃棄物系改質バイオマスの農地への施用による土壤の生産性改善技術に関する研究」ということで、研究担当者として寒地土木研究所の研究員が名を連ねており、先ほど申し上げましたスラリーの研究成果等が残されております。

ただ、これにつきましては、「堆肥、スラリーの優越を決めるものではなく、それぞれの利点を農家各位が選択し、利活用すべきもの」というふうに閉じられていることを申し添えさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 資料の存在を確認しました。後ほど、しかるべく手続きをとりたいというふうに思います。

いずれにしてもですね、経営そのもの、全般をいろいろ答えていただいたわけですが、出せる資料は出す、公開できる。町民に対する公開については、可能な限り考えていくという全体的な御答弁でしたので、その点について、また、細かい点についてお聞きをするという、そういう機会もあろうかと思えます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

いずれにしてもですね、出資してるからには、町民にこの経営の状況ができるだけ伝わっていくと。そのことよっての協働の町づくりっていうのができていくんだというふうに、条例にもうたわれていますから、そういう点を、ぜひ実践をともにしていきたいなというふうに思います。

大きな2番目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問でございます。学校公務補の正職の比率を高めることについてお伺いします。

町内小・中学校に勤める公務補の正職員、嘱託職員、臨時職員の割合は、中小を合わせて正職6名、嘱託10名、臨時2名となっており、正職33%に対し、嘱託・臨時が67%という状況になっています。

単純比較はできませんが、昨年度の町の保育士は、認定こども園と僻地保育園合わせて正職保育士が40名、嘱託保育士が6名、臨時保育士が13名、臨時保育助手が3名と

なっており、正職が65％に対し、嘱託・臨時は35％です。

また、町内3幼稚園の教諭については、正職員は10名で62.5％、臨時職員は6名、37.5％という状況です。

町内の保育士、幼稚園の教員に比べ学校公務補の正職、嘱託・臨時の割合の不均衡さが目立ちます。

学校公務補の勤務内容は、正職であろうと嘱託・臨時であろうとほとんど変わりありません。12名中20年近くまたはそれ以上勤続しても、嘱託のままの人が6名、中には27年勤続の人もあります。

嘱託職員の待遇については、一定の改善が図られてきましたが、生涯賃金などに大きな差が出る現状は変わっていません。「同じ労働なら、同じ賃金、同じ待遇」は、労働の原則であり、それから見ると大きな問題があります。

正職3割、嘱託・臨時7割という現状は改善すべきです。

一時に全面的な改善はできないと思いますので、5から7年程度の年次計画を立て、改善を進めていったらどうかと思います。町長並びに教育長の見解をお聞きます。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（山田一志君） 私からお答え申し上げます。

議員御質問の「同一労働であれば同一賃金」との原則的な考えは、理解できるところであります。

学校公務補の任用の形態につきましては、これまで正職、嘱託公務補、臨時公務補として、それぞれ採用してきた経過がありまして、正職員につきましては、平成5年4月1日の採用を最後に、それ以降は嘱託公務補及び臨時公務補として採用をしております。

嘱託と臨時の混在理由につきましては、公務補が欠員した際の補充時点の全体的な計画などによって、任用の違いがあったところでありますが、少なくとも平成6年度以降につきましては、正職員としての採用計画はなく、嘱託職員化を進めてきたところです。

このことから、現時点におきまして、学校公務補の正職員の比率を高めることについての計画はありませんが、学校の円滑な運営のため学校公務補の業務のあり方とともに、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 学校公務補の勤務の状況というか雇用の形態については、これまでも説明を受けてきましたが、働いている実態からして、その理由っていうのが本当にあってるのかどうかっていうのが、十分理解できないところがあります。

何年間かね、同じ学校で努めて、そして正職と同じ、ほぼ。私の経験ではですよ、ほぼ同じ、ほとんど変わらない労働をして、何年か努められる。働き方に何の変わりもないのに待遇が変わっているということの矛盾というのは、今おっしゃられましたけれども、そのこと自体は解消されないわけですよ。

そのことについて、やっぱり解消すべきだと、原則に戻していくべきだと、そういう努力をすべきだっていうふうに、私は言ってるわけですが、その点についてのお答えがないんですね。

ぜひ、その矛盾をどう解消していくかという点についての考え方を、ぜひ、お聞かせください。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ただいま教育部次長のほうから、学校公務補ということで答弁をいたしましたけれども、町全体としてのですね、嘱託職員等定数外職員等のあり方についても関係がございますので、私のほうから御答弁をさせていただきます。

議員も御存じのとおり、地方自治体の臨時、それから非常勤職員については、平成28年4月時点で、全国で約64万人と増加傾向になってきております。

このような背景がありまして、本年5月にですね、地方公務員法と地方自治法が改正されまして、新たに一般職の会計年度任用職員制度というものも創設されました。

このことによって、任用、服務規定等の整備を図るということが国からも求められております。

また、あわせて特別職非常勤職員及び臨時的な任用職員につきましては、その任用に際してですね、任用条件の厳格化が求められていると。いわゆる総体についてですね、今後きちんと見直して整理をしていくようにという国の指導がございます。

ですから、現時点で、先ほど議員の御質問にありましたように、5年から7年の期間を置いてというスケジュールにはですね、今なっていないのかなと。というのは、この法施行が平成32年の4月にですね、施行されるということもございますので、それまでに基本的な考え方を整理していかなければならないと、今考えているところでございます。

原則論といたしましては、公務の運営に当たっては、任期に定めのない常勤職員を中心とすることが、これは前提になるということは理解しておりますけれども、この間、行財政改革等に関する国のその方針のもと、人員削減を進めてきた本町を含む地方自治体においては、嘱託職員であるとか、準職員であるとか、いわゆる正職員以外の定数外職員の配置がされているというのが広く現状としてあるところでもあります。

そこで、今回の法改正に合わせてですね、国のほうでは、簡素で効率的な行政体制実現に向けて、厳しい財政状況下にあっても、住民ニーズに応えていけるよう効果的で、効率的な行政サービスを行っていくと。そのためには、ICTの活用であるとか、また、民間委託の推進などによる業務改革を進めることも含めて提言をして、臨時非常勤等の職員の必要性については、十分それを吟味した上で適正な人員配置を努めなさいということを求めているところであります。

このことで新たに創設された会計年度職員の制度設計につきましては、国においても、ことし5月に法改正がされたということで、現段階で具体的な運用方法が示されていないことから、地方自治体においても、今後、国の動向を確認しながら、制度設計及び条例等の整備も含めて、平成32年4月の法改正に向けて作業を進めていくことになります。

ですから、本町では発令内容が混在する保育、幼稚園職場などにおいてですね、定数外職員の配置計画の見直しを進めてきていたところではありますけれども、これら改正に基づく新たな制度設計も視野に入れまして、見直し作業を早急に進めていく必要があるということでございますので、御質問の学校公務補の任用形態につきましても、あわせてその中で整理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 全体的には、今後、検討を進めるっていうお答えでしたから、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

とりわけ今、働き方改革が叫ばれている中で、できるだけ働く方々の安定した働き方ということが求められているわけですから、その線に沿って、恐らく検討がなされていくも

のというふうに期待をしますが、ぜひその点を外さないでやっていただければというふうに思います。

今、部長の御答弁の中で民間委託っていうことも含めて、お話しされましたけれど、学校職員の特殊性っていうものを、ぜひ考慮した中で、これは教育委員会ともですね、よく論議して任用のあり方について、公務補の任用のあり方について、どうすれば学校そのものがスムーズにいくのかという視点からも検討を加えていっていただきたいというふうに思います。

ぜひですね、現場を知っている、一番よく御存じの教育長にですね、この点の見解についてお聞きをしたいなというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私のからお答えいたします。

今、議員の御質問の内容につきましては、私も十分理解できます。

各学校の公務補たちも正職員、嘱託職員にかかわらず、熱心に仕事をしていただいていることも理解しております。

しかし、先ほどの答弁のとおり、現在のところは嘱託職員で任用ということで、今は進めております。

しかし、今後、変更する予定は今現在のところはございませんが、今後、業務のあり方等を含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 現在と将来にわたってのお答えがありましたので、将来性の部分については、検討の余地も残されていますから、ぜひそんなに遅くない時期にですね、この私は矛盾だと感じている、そしてこの点については、教育長も理解できるとおっしゃった。その問題について、ぜひ解消の方向に向かって早急に進めて、そして学校全体が本当に職員一丸となってですね、大変難しい状況にあるわけですから、学校自体がですね、進んでいけるように、ぜひお力添えをお願いしたいなというふうに思います。

人事のほうにお伺いをするとですね、賃金そのものはほとんど変わらないというふうになったんだけど、手当が違うと。

ざっと計算するとですよ。ざっと計算すると平均月額20万円で25年働いたと仮にすると、期末手当で生涯1,000万円の違いが出てきます。それから、退職手当では900万の違いが出てきます。ざっと計算してですよ。

そういうことで、大きな格差が出てきているわけですから、その点の解消を、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

3点目の質問に入ります。

3点目です。異常気象から基幹産業を守る施策についてでございます。

去年は7号、11号、9号と三つの台風が立て続けに来て、大きな被害が出ました。

ことしも台風18号が町内の広範囲にわたって被害をもたらしました。

異常気象から、町民の暮らし、特に基幹産業を守る特別施策の必要性が増してきていると強く感じます。

私は、2013年、平成25年の12月議会で「今まで考えられなかったような集中豪雨や暴風など起こりうる。こうした自然災害、異常気象から基幹産業の生産と経営を守る特別施策が必要ではないか」と指摘し、早急に具体化するよう提案しました。

これに対し、町当局は「有識者などを入れた関係機関、関係団体による課題の検討が必要と考えている。」とし、「早急に取り組む。」と答弁されています。

それから4年たちましたが、検討の経過、状況どのようになっているか。また、今後の計画や見通しをお知らせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） 私のほうからお答えさせていただきます。

平成25年12月定例会におきまして、異常気象に伴う危機対応について「有識者などを入れた関係機関、関係団体による課題の検討が必要であり、早急に検討したい」と答弁しており、一部協議が進んでないものもありますが、防災部局では国や関係機関と連携して対応を図っております。

具体的に申し上げますと、災害時や災害が発生する恐れがある場合に、関係する機関と各自治体が連携して対応に当たれるよう、各自治体が設置する対策本部等に開発局、北海道建設管理部、自衛隊、警察等から現地情報連絡員、これリエゾンと申しますが、これらが派遣されるようになりました。

そのほかにも実績はございませんが、国土交通省では、災害時に被災した自治体に対して、専門職員を派遣させ、災害直後の応急対応について二次災害防止や復興の支援を行うことも可能となっております。

また、天候の悪化が予想されるときは、釧路地方気象台から気象シナリオ等の情報を受け、予報官と直接情報の共有ができる「防災ホットライン」により、今後の状況変化を確認できることが可能となっております。

先ほどのリエゾン派遣の、専門職の派遣でございますが、対応実績といたしましては、暴風雪災害時に国道が通行止めとなり、生乳運搬車が輸送できなくなったとき、開発局から派遣された専門職員が直接、産業部署や農協と協議し、開発局が所有する除雪車が生乳運搬車を先導し、乳業工場まで誘導したという事例もございます。

協議が進んでいないものとしたしましては、停電時の対応があります。

近年、畜産クラスター事業等を利用して、搾乳ロボット含む牛舎整備が多く行われており、事業で発電機を整備する農家が増加していますが、農家個々の対応となっており、町内各農協等で本格的な協議は行われていないという状況でございます。

町内各農協とは、機会があるたびに災害対応について話し合うことがありますが、災害のレベルや被災状況の設定に関して検討する範囲が多いことから、詳細の決定までには至っていないという状況でございます。

今後、町内各農協への対策の必要については、問いかけを継続して行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 時間なくなりましたからね、1点、具体的な問題でね、今回、ことし、野付漁協さんにおかれましては、もう非常に大きな被害が出たと。

現実には、もう復興というものが財政的な部分も含めて大変難しい局面に入ってるのかなと。

町長の行政報告等で報告がありましたけれども、今後、こういう本当に甚大なですね、被害が起こったときに、町はどう、財政的なものも含めてどう対応していくのかということ、一つのなんていうか、ルール化なり、今後、どういうふうにしていくのかということ

との対応策をですね、しっかりつくっていかねばいけないのではないかなというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

その点、1点お聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部次長（登藤和哉君） お答えさせていただきます。

御質問あった点につきましては、どの状況まで対応するかという非常に難しいものがありますし、事前にどこまでできるか、事後に対してどれだけ対応できるかなどの協議をしなければいけません。

そのためには、事前の情報周知ということが非常に重要かと思われますので、その点をベースにいたしまして、今後、関係機関といろいろな対応について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 復興のためのいろいろ財政的な、例えば、購入費用に対する利子補填だとかね、そういうようなことを具体的に、今までもされてきたし、この間、この18号についてもするっていうお話でしたが、今後、そういうことがまた続いていくということが考えられるわけです。

基金等の設立等、そういう考え方があるかないか、ちょっとお聞きします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問には、私のほうからお答えしたいと思いますですが、産業振興部長が申し上げたとおりですね、いろんな災害の内容、構造的なですね、構造的なというのは網の構造的なこともありますし、場所の問題もありますので、一概に、なかなかですね、想定してですね、被害ですとか、あるいは対策を今から準備しておくというのが難しい現状にありますけれども、基金の設置っていうことは、町に基金の設置をしてはどうかということだと思いますけれども、現時点においてはですね、そこまで考えておりませんけれども、今後、ますますこういう災害がふえるということも想定されますので、財政支援の、町にとっても負担になってくることも想定されますから、基金の設置等につきましては、今後、検討、研究していきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 前向きな御答弁もありましたので、ぜひ、深刻な問題ですので、検討を、あるいは研究を進めていただきたい、こういうふうに思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番森本一夫議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 通告に基づき、一般質問したいと思います。

まず1点目ですが、ふるさと交流館の機能回復と施設の充実についてでございます。

ふるさと交流館の浴場施設が改修計画に基づき改修され、利用客からは明るくきれいになったと好評を得ております。町民の評価を得たことは、他町からの利用客にも高評価を得ていると思われ、利用客の増加にも期待するものであります。

さて、改修後の営業開始時間が、温泉の湯量の減少により再々遅れ、現在は午前１１時半からとなり、営業時間は当初より１時間半も短縮となっております。

このことは、町民はもとより、他町からの入浴客に対しても少なからず影響があると思われま

す。町のシンボリックな入浴、宿泊施設であり、その存在感は多大であり、指定管理による営業を行っている業者の営業面にも少なからず影響があると思われま

す。以上のことから、２点について質問いたします。

１点目です。湯量の減少の原因が揚水ポンプの位置にあり、改修前と同様にすると砂利や砂を吸い込み、ポンプが故障するため、揚水水位を上げたことと承知しておりますが、原因判明後、初期の機能を確保するための検討や対策がなされたのかお伺いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさと交流館の源泉井戸は、使用開始当初から砂の舞い上がりや堆積が起っていたと考えられております。

平成２８年１１月に源泉ポンプや配管にその砂や砂利が詰まったことにより、故障が発生したため、交換と専門業者による調査を行い、従来の位置より約６０メートル引き上げた位置にポンプを設置いたしました。

当初のポンプ設置位置では、揚水量が多いことから、砂が混入していたため、修繕後にくみ上げ量を、毎分３００リッターに減らしております。

これにより、送湯管、パイプの中で砂が舞わずに安定した源泉供給の状態を確保していますが、くみ上げ量が減ったことにより、浴槽清掃に伴う温泉の入れかえに時間がかかることとなり、利用者の皆様には御不便をおかけしております。

修繕後には、浴槽にお湯を貯める時間を少しでも短くするため、入れかえが必要な浴槽の組み合わせを幾つも試し、浴槽ごとに給湯量を細かく調整するなどの検討を行い、現状としての改善は図られているというふうに考えております。

また、浴場の営業時間短縮を解消するため、宿泊者用の朝の入浴時間を早めるなどの検討もいたしましたが、施設としてのサービス低下につながるということから見送っております。

現在、ポンプの位置とくみ上げ量については、精巧な調整のもとで設定しており、変更することにより、ほかに支障が出るおそれが非常に多いため、現状では、日常の点検を行うことで、現況を維持することが最良というふうに考えております。

ただし、状況がさらに変化した場合は、さまざまな検討をしなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） ６番森本議員。

○６番（森本一夫君） 実際にですね、郊楽苑の入浴客についてちょっと調査をしましたが、やっぱり改修後の入浴客の差っていうのが、やっぱりなんぼか出てきて、営業にちょっと支障をきたしているんじゃないかっていう懸念があります。

本年６月、７月ですけども、６月については前年比３８０人程度、７月については７０

0人程度が減少している状況でございます。ですから、できるだけ当初の機能に回復させるようにすることと、やっぱり営業時間を元の形に戻せるような形で何とか検討していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 議員おっしゃられましたとおり、可能な限り努力はしてまいりますが、現状の状態で、お湯を多めに揚げるということになりますと、また、砂が舞い上がり、時間をかけて蓄積するということで、大きな故障にもつながるということでございますので、現在のところは状況を確認しているところでありますが、今後の状況によっては、新たなボーリングの施工もですね、含めて考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） ぜひ、ボーリングの件についても前向きに検討していただいて、何とか初期の機能を達成できるような形で営業をその指定管理者にやらせるという形をとっていただきたいということを希望します。

次に2点目です。本年、町内のホテルの一つが廃業となり、別海本町の宿泊客の受け入れ人数が大幅に減少となり、町が誘致に力を入れてきたマラソン合宿にも影響は与えたことと、町内の経済効果の減少にもなります。

今の経済状況考えますと、新規に宿泊施設を設置する業者があるとは思えません。

このことから、町の施設であるふるさと交流館に宿泊施設の増設行い、滞在人数を確保することが経済的効果を生み出すと考えますが、今後のふるさと交流館をどのように進めるか、お答えをお願いします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本年8月に開催されました第6回の全員協議会におきまして、ふるさと交流館については、今までどおり指定管理方式による運営を継続する。また、老朽化している施設につきましては、必要最小限の保全や改修の実施にとどめて、今後の利用状況によっては、収容人員の増や部屋の改修等の大規模な増改築も検討していかなければならないというふうに申し上げました。

しかし、観光客やスポーツ合宿の受け皿については、基本的には、民間活力が大切であり、既存事業者に加えて、新たな事業者も含めて検討する必要があるというふうに私は考えてます。

ふるさと交流館の運営方法を見直すことにより、相乗効果が生み出せるようなことになれば、非常に望まれるということでございますけれども、ふるさと交流館だけが担うものではないというふうに考えておりますので、いろいろな、多面的な方法を模索すべき、慎重な検討を重ねてまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 今、町長の答弁いただきましたけれども、やっぱり将来的に郊楽苑をどうするかというところが、やっぱり一番肝心かと思います。

例えば、指定管理をやめて官が直接やるなり何なりという形をとるのか、ずっとこのままいくのか、もしくは廃業するか、やめてしまうのかを、やっぱりその建築年数等々を考えても、今回、何億かのお金をかけて改修しました。このような状況で、どんどん、どん

どんお金を継ぎ込んで行くことが、どうなのかということも一つ心配される点でありますので、その辺について町長、もう一度、将来どうするか、町長の考えをお聞きます。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 指定管理方式で、来年4月から3年間にわたって、さらに経営を継続していくという方針は申し上げましたとおりでございますので、この3年間ににおいて状況がどう変わっていくのか。

また、その新たに指定管理を受ける方の運営の方法がどうなのか。

それから町民ニーズとして、お風呂を本当に皆さんが望むのか、そういったいろいろな要素を全体的にしっかり把握しながら、3年後、経営をどうしていくかっていうことについては早目に結論は出さなきゃならないというふうに思ってますんで、3年と言いますけれども、半年前には次どうするかということは、通告しなきゃならないんで、2年半では、もうはっきりさせなきゃならないこととなりますんで、新たな4月から経営が始まってからも、2年ぐらいにはおおむね次の方法については、明らかな方向性を出さなきゃならないというふうに私自身は考えておりますので、そういったタイムスケジュールで取り組んでいきたいと思ってますので、御理解をお願いします。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） ぜひ、しっかり検討して、示していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

2問目です。町立病院の設備の充実と医療体制についてであります。

1点目です。町立別海病院が新しく建てかえられ、新しい医療機器を導入し、行政が一番重点を置く町民の生命を守るという思いが伝わり、敬意を表するものです。

しかしながら、一部の医療については他地域の医療機関に頼らざるを得ない状況にあると承知しております。

さきの一般質問で取り上げられました人工透析やMR I 診断装置がそれであります。

現在、町立病院において外科及び整形外科等は手術の際の的確な診断のため、他町のMR I 診断装置による撮影により、診断を実施していると伺いました。

しかし、他町での診断となると高齢者や障害者等の交通弱者には時間や交通費等の負担を強いられます。

町立別海病院にMR I 診断装置があれば、早期の発見、早期の治療、早期の対策が可能と考えます。

今後、団塊の世代が高齢となり、医療における早期の的確な判断が、今以上、必要性を増すことから、MR I 診断装置の導入が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

核磁気共鳴画像法、通称MR I でございますが、核磁気共鳴現象を利用して生体内の内部の情報を画像にする方法でございまして、CTやX線検査ではわかりにくい脳や関節などの状況がわかる診断装置でございます。

当院は御承知のとおり、1次、2次を主に担っている地方病院でございまして、高度医療に関しましては、釧路の病院などをお願いをしている状況でございます。

新病院建設の際にもMR I 導入の検討をいたしました但、別海病院が担っている医療環

境と機器導入による費用対効果を検証した結果、導入を見合わせたという経緯がございます。

平成29年4月から整形外科を標榜し、現在3名の出張医師と当院常勤外科医のもとで、本格的に手術も行うようになり、手術を実施する際にはMR I 診断は必要で、町立中標津病院などにMR I 撮影をお願いしている状況でございます。

別海病院におけるMR I 診断装置の必要性については、町民へのきめ細かい医療提供のためには必要と思っておりますが、導入には機器のほか、建物の増築、検査技師の増員といった面で多額の費用もかかることから、費用対効果の検証を行うことも必要ですし、加えてMR I 診断装置の運用に関して、院内コンセンサスの醸成が不可欠とも考えております。

導入に向けての検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 当町の病院からですね、他町の病院に依頼してる件数ですが、18年度については、中標津町立病院に67件、根室に4件、29年度は確かこれ11月末かと思いますが87件、中標津町には83件、根室に2件と……。7月ですね、7月で、そのような件数を依頼している状況です。

ですから、必要性はかなり強いと思われますので、ぜひ設置の方向についてですね、検討いただきたいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） お答えしますけれども、内容については、先ほど病院事務長が言ったように、投資とそれから、その効果の検証もしなければなりませんし、建物も増築とか、それからスタッフを用意するとかいろんな部分もありますんで、院長と私としっかり議論して、結論は出したいと思ってます。

私もMR I を何回か釧路で撮りましたけれども、必要だとは、私も感じてはおります。

ただ、いろいろな障害をきちんとクリアできるかどうか、そこは十分検討してからでなければ結論は出せないというふうに思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 前向きな答弁ありがとうございます。

次の質問に移ります。

2点目ですが、11月30日の北海道新聞に小児科医師の退職の記事がありました。

私の承知してる限りは、退職される医師は本町のことを気に入っていて、長期にわたり勤務したい旨のことを言うておりました。

そのことから、今般、退職されることを知り、愕然としております。

小児科医の常駐がなければ、新生児の出産ができなくなり、町が掲げる重点目標である子ども子育ての中でも出産ができないということは大変重大なことと考えます。

退職に至る経緯とそのことに対し、町は慰留等の対応をどのように行ったのか具体的にお答えください。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） これにつきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

病院管理職で組織され、月1回開催している10月30日の運営委員会におきまして、

小児科医長から「12月末日をもって退職し、違う病院で勤務することを決めた。」といった内容の文書が提出されております。

理由といたしましては、「8月下旬の医局会で勤務体制に関する協議があり、この際に意見等の食い違いがあったが、その後においても、その食い違いなどが解消できない状況が続いており、このままでは別海病院で働くことが困難と考えた。」といった内容でございました。

突然のことでごさいます、すぐに院長中心に内部での状況確認及び慰留を含め、数回にわたりまして、協議や話し合いを行いました、既に新しい勤務先の病院が決まっているということもあって、意志は固く、11月10日付けで退職願が提出され、これを受理したところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 退職するということが出てからですね、10月、11月ぐらいまでの間にかなり期間があったかと思います。

その間について、町は病院事務長初め皆さんの、医師に対して慰留をどのように進めてきたのか、その辺ちょっと内容について、もし発言できればお答え願いたいと思います。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 先ほどの回答でもお答えしましたが、数回にわたりということにして、10月30日の会議で表明されましたので、その日の後から、院長は直接、小児科医長とも会いましたし、看護部長、私、副院長等々で協議も行いました。

町長、副町長にも御相談して、いろいろな協議を行い、慰留にも努めた結果が、このようになってございまして、その日のうちに数回、先生とお会いすることもありましたし、院内で協議することもありました。

度重なる協議を重ねましたが、このような結果に至った次第でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 次の質問に移ります。

出産体制として、最低でも小児科医師1名、産婦人科医2名が必要であると承知しております。

新聞の記事では、町としては出張医で小児科を対応するとのことですが、町民が町内において出産できないことは、出産までの妊婦健診、出産、出産後のケアに不安を生じることとなります。

本町におけるケアの状況は、対応を受けた方から評価が高く、この能力を利用しないことは町にとっても大きな損失となります。

このことから、後任の医師の確保について、現在、対応されていると思いますが、状況について伺います。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） これにつきましても、私のほうからお答えさせていただきます。

後任の医師確保につきましては、現在または過去におきまして、お付き合いのある小児科医師などに声がけをさせていただいております。

また、さまざまな医師求人支援団体などに対して募集活動を行っております。

一つには北海道地域医療振興財団、及び全国自治体病院協議会の医師求人求職支援センターへの求人依頼とホームページ上での募集活動。

また、北海道医療対策協議会を通じての医師派遣の可能性の検討や札幌医科大学への状況説明と医師派遣についてのお願い。さらには民間求人業者へのアプローチも行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6 番森本議員。

○6 番（森本一夫君） この件については早期に解消しなければならない問題かと思えます。

実際にですね、当然、今までかかっている妊婦さんもおられますし、その方々についてもですね、適切な報告とそれから状況の対応を、町として、していただきたいと思いますが、この医師の確保について、今、募集してる状況についてはお聞きしました。

めどというのはどの程度、そのように考えて対応されているのか、ちょっと、いつごろにこの問題が解消されるような予定で、方向性っていうか、持ってるのか、ちょっとわかりましたらお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 町長も行政報告等で報告していますとおり、当然、今町民の皆様、患者さん、大変御迷惑をかけている状況でございます。

できるだけ早く、早急に小児科医の確保に努めて、新生児が診れる小児科医を確保して、お産を再開し、小児科診察等の御不便をかけないようにしていきたいというところでございます。

できるだけ早くとしか申し上げられませんが、今のところ1月とかそういう、めどが立ってございません。できるだけ早くということでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6 番森本議員。

○6 番（森本一夫君） 切望されてる方々、たくさんいると思いますので、ぜひ総力を挙げてですね、医師の確保に努力をしていただきたいと。そして早く再開をしていただきたいということを切に希望します。

次に、4 点目に入ります。

医師を確保した場合においても勤務地が別海という遠い地域であり、それなりの条件等が付帯される場合もあると思えます。

勤務をお願いする立場から考えても、条件もそうでありますが、医療現場の環境の充実と現在の勤務されている医師及び医療スタッフとの信頼関係が重要と考えます。

今後の町立病院の医療体制について、どのように考え、どのような体制にするのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 小児科及び内科等、現在、欠員しております診療科の担当ドクターを補充していくことに、今全力を挙げておりまして、今事務長は、時期ははっきり言いませんでした。

もちろん、まだ正式に決まったことではないんで、はっきり今何月からということは言えませんけれども、できる限り、新年度までには何とかしたいなと。

今この時期にお医者さんが異動するっていうこと自体も、なかなか難しいことなんです。

で、年度がわりが一つの時期かなというふうに思ってます。

そこに向けて、医師確保に向けて全力的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、医師等に長く勤務していただくためには、魅力があり、働きやすい勤務環境であることが重要であるというふうに考えております。

私も、積極的にかかわっていきますけれども、院長が特に医療現場におけるスタッフと、それからドクターとの信頼関係が築き上げていくためには、院長が中心となって働きやすい病院となるように努力していただく、ドクターの皆さんにもお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、各部門の管理職による運営委員会などで、病院のあり方につきましても、しっかり議論する体制を確立して、お互いのコミュニケーションをとって、相互理解をしていくということが大切であるというふうに考えておりますので、その旨取り組んでいきたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 今、町長からお答えいただきましたけども、やっぱり行政側も病院企業会計でやっておりますけれども、会計は別ですけども、介入っていう言い方はおかしいんですけども、親交というか、いろんなことですね、交流を深めていただいて、町側ともドクターとの信頼関係、町長も今おっしゃいましたけども、しっかりと確立しながら、別海町の病院はいいところだというような、そういう環境をつくり上げて医師を迎えるというような形に、ぜひ努力していただきたいということをお願いして終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、6番森本一夫議員の一般質問を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、4番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式です。4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

本日は大きく3点質問させていただきます。

まず、教職員の長時間労働についてです。

北海道教育委員会は、本年9月11日、札幌市立を除く道内公立学校職員の勤務実態調査を公表しました。

この調査によると、1週間当たりの勤務時間において、週60時間以上が小学校では23.4%、中学校では46.9%でした。

教職員の勤務時間は1日7時間45分ですから、1カ月当たりの時間外労働に換算すると80時間を超えることとなり、小学校では4人に1人、中学校では2人に1人がいわゆる過労死ラインを超えることとなります。

政府の「働き方改革実現会議」において、長時間労働是正など、議論が進む中出された「働き方改革実行計画」には、公立学校職員の時間外労働に上限規制を設けないとして適用除外とされましたが、教職員の長時間労働が明らかになっていることを踏まえ、中央教

育審議会から「学校における働き方改革に係る緊急提言」がなされ、そこにさまざまな支援対策が盛り込まれていることを考慮した上で質問いたします。

最初の質問です。教育長は本町の教職員の勤務実態について把握されていますか。また、道教委の調査結果をどのようにとらえていらっしゃいますか。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（山田一志君） この質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

北海道教育委員会の勤務実態調査の公表結果につきましては、全国と比べまして、道内の1週間当たりの勤務時間が60時間以上となっている教職員の割合が、小中学校ともに10%ほど低い現状にあるとはいえ、中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言」にもありますように、教職員の長時間勤務については看過できない状況だというふうに考えております。

また、「教職員の時間外勤務に係る実態調査」につきましては、実態調査が一定期間にわたって、教職員が個々に実施する必要等がありまして、調査自体が教職員の負担となっていることや国や道における「時間外勤務に係る実態調査」との重複部分の精査等から、本町独自の調査は実施をしておりません。

しかし、平成26年度と28年度に抽出調査として実施をされました道教委の「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」、それから平成28年度の悉皆調査であります、同じく道教委が実施をしております「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み状況調査」、これの調査結果等による本町教職員個々の実態について、各校の管理責任者であります校長、教頭から状況報告を受けているところであります。

また、今年度につきましては、文科省の委託を受けまして、本町から抽出されました2校の管理職を含めた計20名が、現在、時間外勤務について回答をしているところであります。

このほか、指導室が学校経営指導訪問や教育指導訪問の際に、聴き取りも行っております。

調査結果についてであります。平成26、28年度の抽出結果については、本町からの抽出はそれぞれ1校でありましたが、当該校の職員の1人当たりの1週間の平均勤務時間は、平成26年度が42時間45分、そして、平成28年度が42時間20分というふうになっております。

ちなみに、その抽出されました学校ですが、平成26年度の抽出校が野付小学校、勤務時間については一番短い職員で39時間、逆に長い職員で47時間55分、そして、平成28年度に抽出されました学校が西春別中学校で、勤務時間を一番短い職員で39時間10分、そして逆に長い職員で50時間55分という結果が出されているところです。

しかしですね、教職員の長時間勤務につきましては、本町も全国、そして全道の傾向と同様に、小学校では授業準備、また、中学校では部活動を中心に時間外勤務の実態があるという認識をしているところです。

今後も教育委員会として、本町の教育を担う教職員の心身の健康の充実と教員が子供と向き合う時間をしっかりと確保し、教育活動の質の向上を推進していくためにも、教職員の時間外勤務等の縮減に向けて、各学校の実態把握に努め、学校現場と協力して改善を図ってまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 教育長は、長年現場におられて多分、実際の皆さんの働き方を見ていてですね、重要性っていうかですね、今回の起こっている長時間労働に対する非常にせっぱ詰まった状況というのは、よくわかっておられるんじゃないかなというふうに思います。

26 年、28 年の数字が上がってきてましたけど、実際に私たちが接している人たちから聞いた話とかなりかけ離れた部分も中に含まれてるかなっていうふうに思いますので、率直に現場を経験された中で、現在、やっぱり教育委員会として、どのような危機感を持っているのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

学校現場は、本当に先生方は忙しく、長時間の勤務を強いられております。

それで教職員の勤務実態につきましては、昨年度、道教委が実施した勤務実態調査では、先ほどもありましたが、平成20年度に実施した前回の調査や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、教頭の勤務時間や部活動に係る教員の従事時間が全国平均より長いことなどが課題として挙げられております。本町も同じ状況にあると認識しております。

学校教育の成否は、子供たちに直接かかわる教職員によることが大きく、特に小規模校、中規模校が多い本町においては、教職員一人一人の果たす役割が大きいことから、教職員が意欲とやりがいを持って、健康に働くことができる環境を整備することが、喫緊の課題であると私は考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 本当に子供たちにとってという教員のそういう思いで支えられていると言って過言じゃないかなというふうに思います。

2 番目です。マスコミが教職員の長時間労働問題を取り上げるようになって、全国各地で具体的な改革案が出されるようになってきました。

本町として独自に改革案を検討あるいは実行していることはありますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育部次長。

○教育部次長（山田一志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

現在、文科省では中教審が公表しました「学校における働き方改革に係る緊急提言」を受けまして、緊急対策をまとめることとしております。

また、北海道教育委員会では緊急提言を受けまして、学校における働き方改革を推進するための具体的な方策を盛り込んだ「北海道アクションプラン」、この策定を進めているところであります。

本町では、抱える課題が全国、全道の傾向と同様なことから、今後、道教委から示されますアクションプランの内容もとに対応をしたいというふうに考えております。

また、現在本町で行っております取り組みとしましては、教員の事務処理の軽減を図るため、「北海道共同型校務支援システム」を平成28年度から町内小・中学校各1校にですね、ちなみに別海中央小学校と上西春別中学校であります、におきまして、試行的に導入をしているところであります。

このシステム導入にはコスト等の課題はありますが、モデル実践校の調査では、教職員

1人1日当たり29分の時間軽減がされ、結果として時間外勤務の軽減につながったという成果の報告がされております。

さらに、学校におきましては、時間外勤務の1番の要因とされます授業準備において、各校に実物投影機等の機器を積極的に配置しまして、ICT教育の推進に努めているところです。

今後も、時間外勤務縮減につながる効果的で効率的なICT教育の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、本町独自の取り組みとしましては、一部、既に先行して実施しておりますが、来年度、町内全中学校区で試行実施します「別海型コミュニティスクール」によりまして、学校教育の質の向上を図るとともに、地域や保護者による学校支援の充実に努めて、教職員の負担軽減、これにつなげていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 道教委のですね、北海道アクションプランですか、それは出てくるのが非常に楽しみな状況でありますし、今現在、行われていることを引き続きですね、進めていただきたいと思います。

多分、コミュニティスクールとかが進んでくればですね、要するに地域でやっぱり学校を支えていくっていうこと、例えば、部活の問題ですとかそういうところもそういう形で、別海型のことができるようになってくるんでないかなというふうに思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次の質問です。

文部科学省は、スクールサポートスタッフとしてプリント印刷など授業準備スタッフを全国で3,600人、外部の部活動指導員7,100人、小学校の英語授業増などに備え、特定教科を教える教員を2,200人ふやすための予算要求を考えていますが、教育学の専門家の中には幾ら外部からのスタッフをふやしても、教職員の長時間労働の是正にはつながらない、教員の数をふやして持ち授業時間数を減らすしかないという声もあります。

どのようにお考えでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） ただいまの御質問については、私のほうで答弁させていただきます。

教員数をふやして配置することは、大変有効な方策と考えます。

本町では、いじめや不登校に対応するために、今年度から町独自にスクールソーシャルワーカーを配置しており、いじめ等における保護者面談や不登校児童生徒の対応をスクールソーシャルワーカーが行い、教員が子供と向き合う時間の確保に努めています。

また、特別支援教育に関しては、平成19年度から町独自に、小学校で5校11名、中学校で2校3名、幼稚園で2園4名の教育支援員を特別な配慮が必要な児童生徒に対して配置し、特別支援学級の教員と連携し、日常の教育活動に当たっております。

スクールソーシャルワーカー、支援員がともに教員と連携し、児童生徒や保護者対応等に当たすることで教員の負担軽減となり、結果として教員の時間外勤務縮減につながり、学校、教員もその成果を実感しているところです。

さらに、平成25年度から道の指定を受け、「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組んでいる別海中央小学校では、その事業により事務職員1名が加配配置され、従来の

事務職員と業務分担のあり方を見直し、新たな役割として情報機器を活用し、教育活動を行う環境整備やブログ等の情報発信、授業準備等を担当することで、教員1人1日当たり30分程度の時間外勤務縮減につながったとの結果が出ています。

今後も専門スタッフが教員と連携し、時間外縮減につながる勤務環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 今、教員ていうか授業を支えるためのさまざまな仕組みづくりとかですね、人員配置ですとか、そういうところが確認されました。

ただ、今私が質問した、先ほど質問した中ですね、教員の数をふやすということですね、それについては言及されなかったんですが、そこについてはどうお考えでしょうか。

これは独自でできることではない部分もありますけど、お考えだけお聞かせいただければと思います。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） 先ほども答弁しましたとおり、確かに有効だとは私は思っております。

しかし、それを実現するにはまだ時間を要します。

まず、できることから進めていきたいと考えております。町に住む全ての子供たちと先生方のために何ができるかを考えながら、学校とさらなる連携を深め、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 今まで、これまでですね、質問してまとめになりますが、教職員の長時間労働の窮状、それから抜本的な改善を国及び道に訴えていく準備ありますでしょうか。あるいは既に訴えられているということであれば、どのように伝えられたのかをお知らせください。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それではお答えいたします。

これまでも、北海道全体で毎年度、「時間外勤務の縮減に向けた重点取り組み」が定められ、それに基づき、道内各市町村教育委員会、各学校で取り組みを実施しております。

本町でも毎年度、教育委員会と各学校で重点取り組みを実施し、実施後に検証を行いながら、教職員の窮状も含め道教委へ報告をしております。

今後も北海道教育委員会、北海道教育庁根室教育局と連携し、教職員の時間外勤務縮減に向け、中教審の緊急提言にありますように、「今できることから」に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 多分、私が接している方たちとの話、教員の方たちとの話とまだまだちょっと乖離があるかなと、実際のところとね。ですから、やはり実際、本当に現場で働いている人たちの声をしっかりと聞き、そしてそれを反映させていくような取り組み、かなりの部分でされてきてますし、国も道教委の方も、やはり危機感を持って取り組んでいるのよくわかるんですが、やはり末端までそれがきちんと伝わるような形で取り組

んでいただければと思います。

では、2 番目の質問に移ります。

二つ目は、子供の遊ぶ権利と遊び場の提供についてです。

1990年に発効した国連の子供の権利条約には児童に関するあらゆる権利がうたわれており、日本でも1994年に批准しています。

条約第31条には、子供の遊ぶ権利について次のようにうたわれています。

「1項、締約国は、休息及び休暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。」、「2項締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」、つまり子供の権利を守ると国連に約束した国は、子供が体や心を休めたり、ゆとりをもって年齢に合った遊びやレクリエーション活動したり、文化や芸術に自由に参加できるようにしなければならないということになります。

日本では、憲法13条、25条、また、児童福祉法などで人としての権利、子供の権利が守られてありますが、遊びに関して規定する条項は残念ながら見当たりません。

子供の遊びは国連条約で守られていることを前提に質問させていただきます。

最初の質問です。本年、第3回定例会の外山議員の砂場の衛生管理を問う一般質問に対し、「各町内会の判断による砂場の撤去も視野に入れ、協議検討したい」と答弁されています。

地域の声として撤去を考えることもやむを得ない反面、砂場の持つ子供の成長や発達を促す効果も見逃すことはできないと考えます。

子供の遊ぶ権利を保障し、子供の知育の場としての砂場をどうしたら残すことができるのかという観点も必要であると思いますが、どのように考えますか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えします。

第3回定例会一般質問で申し上げましたとおり、現在の町立児童遊園地の遊具は、更新時には各地区の町内会と協議して設置していることから、地域によって遊具は異なります。

砂場は、児童遊園地10カ所中7カ所にあり、常駐した管理が困難なことから、ほとんどの箇所では衛生管理ができていない状況にはありません。

砂場は、造形遊びや友達との協調性を学ぶ場であることはもちろん、知育の場となる遊具の一つであることは承知していますが、利用する地域の声を聞きながら設置の判断もすべきと考えています。

地域との協議においては、砂場を残すための管理方法などについて、御協力をお願いしながら進めてまいります。地域での利用希望がない場合については、撤去も視野に入れざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 今、福祉部長からね、答弁いただきましたが、これ単なる福祉だけの問題ではないと思うのですね、やっぱりまちづくりの基本的なところにどう考えていくか、どうそれをはめ込んでいくかっていうことだと思ふんですね。

ですから、遊びの場を保障していくということをきちんととらえた中で、砂場という象徴的なものを考え、取り上げましたけど、遊び場自体がもうだんだんと失われていく、創造的な遊びができる場所がなくなっていく、それを児童遊園ですとか、都市公園ですとか、そういうところに求めていくってということにはなっていますが、そのあたりの考え方ですね。

ですから、そのあたりをもう少しお聞きしたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 砂場があればいいかどうかというような観点ではなく、本来にまちづくりの基本となる中で、地域の中でどう遊び場をふやしていくかという点に関しましては、当然、行政だけでなく地域の方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 多分、地域はね、そういうことを受けとめていけるという、今やっぱり同じような危機感を持っている方がいらっしゃるし、そういうところで遊び場を保障していくっていうことでは、きちんとその行政としてこういうふうに行っていくんだ、皆さんとともに、地域とともにやっていくんだという強い姿勢が欲しいなというふうに感じます。

次の質問です。私たちが子供のころに経験した路地裏での遊びは、モータリゼーションの台頭とともに消滅し、河川の水質変化や身近な雑木林の減少などで、子供の自由な遊びを保障する場はどんどん失われてきました。

子供の遊び方も時代とともに、創造的なものから既成のもの、集団から個へと変化してきました。

しかし、以前から子供の遊び方を真剣に考える取り組みは、全国各地で行われております。

子供の遊ぶ権利に端を発する冒険遊び場、プレーパークづくりの取り組みでは、子供たちが自発的に遊びを創造し、学年を超えた交流ができる場として注目されています。

この冒険遊び場づくりは、設置して終わりではなく、子供の遊びの保障を地域住民が自分事としてその運営にかかわる中で、さまざまな人の居場所となり、地域交流の場となり、世代間交流の場ともなるものです。

私も昨年、静岡県富士市で実践されている方を訪ね、お話を伺ってきました。

中標津にある道立の施設のような立派な施設を望む声も聞こえてきますが、莫大なお金をかけなくても、創意工夫により有効な取り組みができるものと考えます。

町長は、子供の遊ぶ権利を守り、地域が主体となって取り組める遊び場づくりに対し、どのように考えますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） お答えします。

子ども子育て支援事業計画では、人との触れ合いを大切に、地域全体で子供たちを支え、育てることを目指しており、地域が主体となって子供たちを育てていくことは、大変重要なことと考えております。

御質問の中での、冒険遊び場づくりのような地域が主体となった取り組みは行われてお

りませんが、行政としての取り組みとしては、児童遊園地のほか各地区に公園を設置し、子供の遊び場の提供、各児童施設では、近隣の公園や野原で遊ぶ外遊びを取り入れるほか、児童の健全育成として多彩で特色のある自然体験や昔の遊びなどの各種事業を実践しています。

その中で、三世代交流などの地域交流も展開し、みずからの経験や知恵を異世代へ伝えることにより、子供たちが自発的に考え、行動する力につながっていると考えています。

時代の移り変わりにより、子供たちの遊びも変化しているからこそ、これまでの事業を継続して推進していくとともに、地域が主体的に取り組める遊び場につきましても、行政として協力や支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 積極的に進めていきたいというお考えをいただきましたので、私もですね、自分たちでできること、地域の中で生きることは積極的に取り組んでいきたいなと思いますので、ぜひ支援のほうよろしくお願いしたいと思います。

それでは3 番目の質問に移らせていただきます。

三つ目は、観光資源である野付半島の自然に対する学術的取り組みと支援体制についてです。

別海町は、豊かな自然が織りなす風景や動植物の生態、そしてその自然の恩恵を受けながら営まれる産業によって支えられています。

1 番目です。野付半島とその周辺では毎年多くの研究者が足を運び、さまざまな研究が行われています。

先日も、12 回目となるラムサール条約登録記念イベントで、北大水産学部の松石先生に野付半島に漂着する鯨類、くじら類ですね、のお話を伺うことができました。

ネイチャーセンターでは、ネイチャーガイドも配置していますが、やはり学術的な拠点としての機能を果たすための自然系、生物系の学芸員を配置し、より高度なネイチャーセンターの運営を期待する声も聞こえます。

町長はどのように考えますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 木嶋議員の御質問にお答えしたいと思います。

野付半島は、別海町観光の中核と言える場所であり、年間10 万人以上の観光客が訪れております。

拠点施設であります野付半島ネイチャーセンターでは、現在、トドワラやバードウォッチングなどの観光コースを商品としており、そのため専門家ガイド2 人のほか、ネイチャークラブの協力を得て対応しているところでございます。

御質問のとおり、自然系、生物系にも専門的に対応できる、より高度なネイチャーセンター運営も必要と思われますが、現時点において専門的な学芸員の配置は考えておりません。

今後におきまして、明確に必要度が上がるなどの状況になりましたら、検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） ネイチャーセンターっていうのは、やっぱり名ばかりになってし

まうんじゃないかなっていう危惧があります。

それはですね、やはりきちんとした学術的なものを備える、これ観光にも直結することなので非常に重要なことだと思います。現在、考えておられないということですが、ぜひこれについてはですね、必要であると思いますので取り組んでいただきたいなと思います。

2 番目です。多くの研究者が興味を示す野付半島の生態系ですが、近年は大学も研究費が持てず、研究を断念するケースもあります。

別海町には大学ありませんが、こうした大学に対し一定の支援することで多くの学術的な情報を蓄積できることになります。

現に関西の大学が50万円あれば、ノサップマルハナバチの研究に取り組むことができます。

本町は、支援の対価として研究結果の提出や新たな産業創出の手がかりを得ることができます。研究者が滞在することで交流人口の増も見込めます。

町長は、こうした研究者の支援についてどのように考えますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 御質問にお答えいたします。

本町では現在、学識者との連携による研究について、酪農環境や経営に特化したテーマに取り組んでいるところでございます。

御質問のとおり、波及効果があるということは十分認識しておりますが、町といたしましては、当該問題については専門家の意見を聞き、総合的な観点から支援の検討を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） やはりこの基幹産業がね、やっぱり支えられてるのも自然の効果って非常に大きいと思いますし、先ほど言ったハチの研究についてもですね、これは実際、セイヨウハナマルバチですか、外来種が台頭してですね、非常に環境問題になっていると。

そういう中で、固有主を使うことで、それが解消をできるというかですね、その研究をするがために、関西のある大学が研究をしたいんだけどと言って、訪れているわけですよ。

ただ、やっぱり御存じのとおり各大学、研究費が削られている中で、なかなか、たった50万だと思います。確かにね、公金を出すということでは50万、1円でも大変なことなんですけど、でも大きな目で見ると50万という金額があれば、そういう基本的な研究はできるということに対してですね、こんな町にとっていいチャンスはないだろうかと。

確かに今、研究機関、酪農関係では盛んにやられてますけど、やはり自然ほうも目を向けてですね、やることでバランスがとれていくんではないかなと思います。

そのあたりについてはいかがでしょうか、引き続き答弁ください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） お答えさせていただきます。

研究成果を得ることは、重要で価値があることは十分認識しておりますが、町といたしましては、その研究成果を生かす施策の存在が最も重要であるというふうに考えております。

野付半島に関する重要な施策の必要性が高まった場合、有識者の意見を聞きながら必要な施策の整備、研究をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 私は十分に必要なことだと思っておりますが、そのあたりちょっとです、意識の差があるのかというふうに感じます。

3番目です。野付湾では、冬の風物詩である氷下待ち網漁が昨季から行われなくなり、漁に合わせて集まっていた大型の猛禽類の目撃数が激減しているという話を聞きました。

特にオオワシは人気のある鳥で、バードウォッチャーのみならず、その雄姿を楽しみに訪れる観光客も少なくないと考えます。

現在はある程度の目撃数がありますが、氷に閉ざされる時期、風蓮湖に移動してしまうようです。

自然は人の営みと大きく影響し合っています。貴重な観光資源を守るためにどうしていったらよいのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 私のほうから御答弁をさせていただきます。

現在、野付漁協内で氷下待ち網漁をなりわいとしている漁師さんは2軒ほどとなっている状況でございます。

最近、氷下待ち網漁の大半を占めるコマイが激減していることとあわせて、凍てつく環境下での漁は、非常に厳しいものがあるというふうに聞いております。

また、昨今の気象変動による暖冬もあり、氷の厚さが十分に確保できない場合もあると聞いております。

こういった状況の中、オオワシは餌がなく羅臼や走古丹、根室方面に移動しているのではないかと考えられますが、ワシ等を引きとめるための餌付けは環境省からの指導もあり、できない状況にありますので、町といたしましては、コマイなどの漁模様に期待するところでございます。

また、貴重な観光資源を守るために、各種団体が野付半島のごみ拾いや雑草の除去などが実施されています。

町はこれからも自然と観光が共存できる観点で、野付半島を守っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 何も餌付けをしろというふうに言っているわけではなくてですね、氷下待ち網漁、そういった自然環境の変化ですとかによって制限されることは、もう十分わかるんですが、やはりそういう伝統的な漁法ですとか、そういうものを残していきながら、なおかつ、そうした人のなりわいの中に自然が接してあるという、ラムサール条約の中ではですね、賢明な活用ということですので、そこに人が暮らして生産をしてるっていうことも重要な一つの環境の要素になってるってことがあると思いますので、その辺を踏まえてですね、取り組んでいってはどうかなと。

ラムサール条約の中でうたわれていることを、ワイドユースという考え方ですね、それについての見解、ちょっと質問から外れてしまうかもしれませんが、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） お答えさせていただきます。

オオワシをとめるための具体的なという観点でお答えをさせていただきます。

コマイ漁が行われることで発生する小魚が餌となることは、古くから行われている自然な姿だというふうに考えております。

条件が整い、氷下待ち網漁が盛んになることを町としては期待するのみであります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 私もそういうことを願っておりますので、ぜひ町も積極的にですね、そのあたりかかわっていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になります。

4 番目です。野付半島に対しては、課題としている部分がほかにもあります。

いまだにある数十年も前のトドワライメージの先行、竜神崎灯台から半島先端部にかけての可猟域、要するに狩猟ができる地域ですね、の存在、個人的に担われている学術団体との交流に関する膨大な業務や情報の発信、野付学区で引き継がれている野付学の継承、新たな観光資源の発掘、絶滅危惧種で国内において唯一この地域だけで繁殖が確認されているアカアシシギへの取り組み、野付湾を東アジア最大の経由地とするコクガンの調査などです。

野付半島を支えるための、さらなる仕組みづくりについて、町はもっと積極的にかかわる必要があるように感じます。

町長はどのように考えてでしょうか。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（登藤和哉君） 私のほうから答えさせていただきます。

先ほどちょっと答弁で申し上げましたが、野付半島は本町観光の中核であります、道立自然公園の指定やラムサール条約湿地に登録がされており、町単独では実施できないことも多く、関係機関との協議が必要であります。

そのようなことから、町といたしましては、多様化する観光ニーズについて考察を行い、保全はもちろんのこと、よりよい活用方法について検討することを優先したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 先日なんかは地質調査の先生がいらしてて、野付半島は沈まないという話をされたのを思い出したんですが、ただ、やはりさまざまな形で制約を受ける中でもですね、町がきちんと取り組むべきものってあると思うんですね。

ですから、例えば新たな観光ルートの開発ですとか、そこに対する費用の捻出、そして今やそれは町単独でやるというよりもですね、これ今日本の大手企業なんかもCSR、要するに社会的責任ということの観点から、さまざまな形でいろんなところに、地域にお金を落としていってることもあります。

そうしたことも使いながら、うまく野付半島全体の自然を保全しながら活用していくことの取り組みができるんじゃないかと思います。

これね、やはりこれから5年、10年とかっていうスパンの話じゃなくて、100年先、200年先まで、この町が続く限り、続くその考え方と思います。

そうした大きな取り組みに対してですね、やはり今できることを最大限のことに取り組んでいくことで、これから30年先、50年先、100年先が変わってくると私は思います。

そういったところを町長、今まで答弁いただいておりますので、ぜひ。

無茶振りではないと思います。これは町長、やはりこの自然ね、要するに野付半島も守っていくことが、多分そういう仕組みづくりというのが全町にきちんと波及してくるものであると。

この町の観光をうたうのであれば、あそこをしっかりと守っていくことというのは、町の誇りになるはずなんです。

そういうことも、そこに取り組む姿勢というかですね、それはやはりもっと示していただきたいなど。

なんか、ほかのところにいろいろ委ねているところが、余りにも多過ぎるなというところだと思います。いかがでしょう。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の質問でございますけども、野付半島を守れということでございますけども、大変質問の内容が漠然的で、どの部分を言っているのかなというふうに私も先ほどから迷っておりました。

今、再質問の中で、地形的な部分のことでとなれば、半島は沈まないと言った学者がいるそうですけれども、私は半島は刻々と動いていると思ってます。現に私が役所に入った昭和50年に、私は野付半島を標津との町界から半島の先まで道路用地を確定するために自分で測量して、歩いて全域見てます。

そのとき、標津との境界の一番別海町内における付け根においては、幅約50メートルありました。今、幅約20メートルなってます。それだけ洗掘されてます。

これは土木的に言えば、ああいう砂州という地形は、どこからか砂が供給されて、供給されたら動いていって、最終的にすり鉢型の地形になっていくわけですし、これをいつまでもそのままの形でおこうというのは、かなり無理な話です。相当なコンクリートの保全をしなければ、そのままの形でいくということはかなり難しいと思います。

現在、半島は相当な部分において海岸保全事業をやっております。それでも砂は動いてます。全く動かないようにするのは、相当莫大な費用をかけなければ、無理な状態だと思いますし、逆に言えば砂が供給されていた標津海岸が今、海岸保全されたことによって、砂が補給されていないから、野付半島の付け根がやせてきているという要因もあるというふうに思ってます。

これはまして海岸保全をするということになれば、これは建設海岸ですので北海道が管理していかないとかならん状態です。ただ内側は、一般海岸ですので町が管理していくということになってます。

私が担当していたころも、保全事業というのは相当手がけて来たつもりでおりますけれども、それでもやっぱりまだそういう形で地形の変形がある現状だという状況ですので、私も野付半島が、もし途中で途切れて、離れ小島になった場合には野付の内海に相当な環境影響が出てくるだろうなということが懸念されておりますし、そういったことが起きないように取り組んでいかないとかならんという思いはあります。

環境だけに限らず、その自然の貴重な動植物、そして野付湾内における生物の生態系をしっかりと守っていかないとかなんないという意味においては、物理的に、地形的には、しっ

かり護岸、半島を守っていかなきゃならない対応は、これからも取り組んでいきたいというふうに思ってます。

もう1点で、質問の意味を考えれば、自然の部分を、生物に対する自然の部分をもう少し、保護に力を入れるように、またはどういう動植物がいるのか研究調査しなさいという意味も含まれているのかなというふうに受け取っておりますけど。その意味においては、先ほど産業振興部長がお答えしましたけれども、うちの産業振興、観光振興等に及ぼす、その影響等もしっかりと把握していきながら、もし、うちの町にとって、そういう学術的な仕事に対して補助していくことが、うちの町にプラスになるというような話であれば、それは積極的に取り組んでいきたいというふうに思ってます。

質問の趣旨と答弁の趣旨が違っているかもしれないけれども、私が受ける限りは、今言ったように地形の部分と、それから動植物の部分というふうに二つに受け取ってお答えを申し上げました。

御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 地形のことは申し上げたわけではないんですけど、丁寧に答弁いただきありがとうございます。

やはり自然ということに対して取り組む、漠然という言葉を使われましたけど、漠然とします。確かに。

だけど、そこに取り組むべきことは非常に明確になってるっていうこともあります。さっき4番目に質問させていただいた内容にも、一部書かせていただきましたけど、そういうことがあります。

そういうことが課題としてあるのにもかかわらず、余り認識されていないということも、これ当然ある話なんです。

ですから、どれだけそこに目を向けていくか、注目していくかっていうことも行政として必要な動きではないかなというふうに思いますので、ぜひ、たかがというふうに処理しないですね、真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思いを込めてですね、きょうの質問を終わりたいと思います。

○議長（松原政勝君） 以上で、4 番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後13時54分 休憩

午前14時03分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2 番外山浩司議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 通告に従いまして質問させていただきます。

別海町墓地の管理運営と継承及び今後の課題についてであります。

近年の少子化や核家族化、非婚化、経済的な格差など、今後の生活に不安を抱えている人が多くおります。

そのため、「お墓に多くの費用をかけることができない。」、「子供がいないのでお墓を守る人がいない。」、「将来にわたって子供たちに迷惑をかけたくない。」など、さまざまな理由からお墓を建てない人が出てきております。

こうした背景を受け、継承者を必要とせず、寺院や墓地管理者が永代供養を行う合葬式墓地や納骨堂や自然に帰りたいという思いから生まれた樹木葬や散骨など、葬送の多様化が進んでおります。

しかし、生まれ育ったふるさとや仲間がいるこの地で安らかに眠りたいと考えている人も多くおります。

各自治体では、これら時代の要請を受け、合葬墓の整備に取り組む動きがあり、北見市、網走市、帯広市では既に建立されております。根室市でも昨年の12月に市民墓が埋葬数2,000体規模で建てられました。約10カ月で108世帯が埋葬され、生前予約が52件あるそうです。

また、町内中春別地区でも、住民有志でつくる中春別墓地委員会が中心となり、11月に合葬墓「ふるさとの碑」を建立し、12体が埋葬されております。

そこで質問いたします。

1点目、本町には27カ所の墓地があり、使用料は別海、西春別、尾岱沼の各霊園が有料で、ほかは無料になっております。この3霊園には無縁仏を供養する石碑が建てられております。

霊園の管理状況について質問いたします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 3霊園の管理につきましては、4月から10月までの間、管理人が常駐し、芝や樹木の管理を初め、春先の除雪や清掃などの環境整備のほか、墓地の建設や撤去の立ち会い、見回り等の管理業務を行っています。

また、3霊園に設置されている無縁仏を供養する石碑は、戦前・戦後の無縁仏を供養するために古くから建立されています。

西春別駅前霊園は無縁碑として、尾岱沼霊園は地蔵や無縁塔の形で設置されています。

べつかい霊園については、霊園整備とあわせて平成元年に無縁碑として建立しており、町内全域から発掘された身元不明者、行旅死亡者等の遺骨を埋葬しています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 3霊園につきましては管理人がいて、それぞれ草刈り等の管理を行っているということですね。

今回、自分も墓地20何カ所かの視察、行ってきたんですけども、たまたま2名の方に、その中でお会いしたんですけども、まず、墓地を見て回るということに対して意見言われてですね、どうしたって言われたんですけども、うちの墓地はきれいであると。

とても管理してるということで、自信を持って話してくれて、言い方悪ければ、余計なことをするなというふうに言われたこともあったんですが、それだけ先祖に対する思いというか、管理という点ではですね、他の9箇所だけですけども、受け取れたなと思っております。

ただ、そこで問題になってくるのが、3霊園については、町で有料ですから、入るときにお金を取ってですね、3万円から4万5,000円かかりますけども、他の墓地については無料ということで、管理の違いもあるかと思うんですが、地域によっては、年4回、彼岸ですとか、お盆ですね、やってるところがありますし、こまめにやっている方もいらっしゃいました。

そこで出てくるのが、別海町3地区との、他の郡部との比較っていうんですか、なぜ本

町のほうについては、管理委員会でしっかりやってくれてるのに、郡部については、前回の児童遊園地でもそうだったんですが、燃料費等の管理について、全てですね、支出、配慮していただければと、そういう声があったんですけども、そういう管理についての費用についてはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 町内には3霊園のほか、24カ所の墓地がありまして、各地区の墓地を管理するため、墓地条例に基づき、管理人を置いております。

管理人は施設の保全、清掃美化のほか、墓地、埋葬等の関する法律、条例規則に基づく立ち会い等をお願いしているところでございます。

この管理人に対しまして、条例で規定されている報酬としてお支払いを行っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 管理人の押さえが、ちょっと違ってたのかもしれないんですけども、多くの、24カ所の墓地では、墓地委員会もそうですけど、独自にお金を集めて、その中からガソリン代、刈り払い機のお金を払っているところもありますし、本当にボランティア、無報酬というところもあったので、今のような質問をさせていただいたんですけども、町のほうでは管理として、24カ所の墓地について、管理人として2万円を出してるっていうことで間違いないでしょうか。

○議長（松原政勝君） 外山議員に申し上げます。

今、3霊園のほかの24のほうについては通告しておりませんので、これについては控えてもらいます。

○2番（外山浩司君） わかりました。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） それでは2点目の問題について伺います。

3霊園での継承者が不明となり、長期間放置されているお墓の状況について質問いたします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 3霊園における墓地の使用人の継承につきましては、相続人に継承する場合などの権利移転の際、別海町墓地条例施行規則に基づき、使用権移転申請を行い、許可を受ける必要がありますので、継承者は把握しております。

また、霊園管理人の見回りにより、長期間放置されているお墓がないかを確認し、疑いがある場合につきましては、町担当者に連絡し、対応することとしております。

今後も継承者不明による放置が発生しないよう適正な管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 放置されているということですね、たまたま自分の実家のほうと比較してですね、自分のほうは荒れてるお墓があったもんですから、先ほど質問してみたところですね、本町においては本当に整備されていると。

また、先ほどの地域の人にも聞くと、数年前ですか、町からの指導があつて、そういう放置されてるものについては、整備しなさいと指示もあったので、整備しているということですね、よく整備されていたかと思います。

そこで、無縁仏の碑についてなんですが、今回いろいろ調べてですね、業者とも話を伺ったんですが、3霊園のうちの一つについて、無縁碑ですけれども、無縁碑の入り口ってというのは、自力で開くわけなんですね。それで、そこに箱ごとですとか、骨以外のものを入っているという話があったので、1番目で聞いたんですね。

それでは、(3)のほうに移ります。今後、別海町において、合葬式墓地は必要な制度と考えますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 合葬式の墓地の件でございますけれども、家族、親族によりますお墓の継承や管理に不安がある方がふえていることは、私も十分承知しております。

また、経済的な事情から個人の墓を持ってない方や家族の負担を考えてお墓を建てない方もいることも知っております。

背景には、現在の少子高齢化や核家族化など、家族のあり方が変化していることが、大きな要因だろうというふうに考えております。

このため、継承者の有無に関係なく、また、生前に申し込みができる合葬式墓地が、現代のさまざまな事情によって必要とされた新しい墓所の形態として、全国に広まってきていることも承知しております。

本町においても、こうしたニーズは高まると推測しているところですが、合葬式墓地はさまざまな形態がありまして、継承者がいなくても安心、値段が安い、それから無宗派でも申し込みできるといった、いろいろなメリットがあります一方では、合葬後に遺骨を取り出すことができないことなどから、家族や身内の引っ越しに伴うお墓の引っ越しには、対応できないということなどのデメリットもあります。

それぞれの方式においてメリット、デメリットをしっかりと調査し、本町における合葬式の墓地のあり方を十分検討しながら、次期総合計画である第7次総合計画の中で、早期に建立できるように進める考えでおります。

昨日、根室振興局管内、隣の中標津、標津、羅臼の町長方ともお会いしましたが、その場でこの話が出まして、ほかの町でもやっぱりつくるといような考え方を持ってるといようなことでしたので、管内全体でそういう対応をしていけるのかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 先ほどの話が、しどろもどろになってしまいましたが、無縁仏の中に、あそこを勝手に開けることができるんですね。

そして心もとないというか、困った方が、骨箱のまま入れていると、そういう実態もあるってことをお聞きしました。

そういうことを踏まえて、ぜひ、今回の合葬墓についてということをお願いしたいなと思います。

老人の方にとっては、やはり住み慣れたところですね、仲間に恵まれながら将来を送りたいということと、あと、今デメリットの話もありましたが、町によっては1年間だけ合葬墓に入れなくて、柵に置いていてですね、そして1年間あって、それから合葬墓に入れるというような方法をとっているところもありましたし、鍵をかけているようなところもありました。

今町長からの前向きな話ありましたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、2番外山浩司議員の一般質問を終わります。

次に、11番瀧川榮子議員の一般質問を行います。質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

国民健康保険制度の広域化についてです。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すことを目的に広域化が始まります。

広域化で国民健康保険税がどのように変化するか、金額が試算として報道されたとき、町の国保加入者は驚きました。

今でも高くて払いきれない国保税が試算どおりの金額になれば、どうなるだろうと思ったに違いありません。

その後、福祉医療常任委員会において仮算定の数字が説明され、報道よりも低い金額が示されました。

今後のスケジュールとして、11月中には各市町村に標準保険料の通知があるとのことでしたので、その内容等についてお聞きします。

1点目として、現時点において標準保険料は示されましたか。示されていれば金額をお知らせください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 平成30年4月から国民健康保険の運営は、道が財政運営の責任主体となり、町は道へ納付金を納めることとなります。

この納付金について、道が国から示された仮係数を用い算定した結果が11月に示されたところでございます。

今回示された仮算定数値は確定ではありませんが、本町の国保事業費納付金は約12億円と試算されています。

また、この納付金を支払う財源の一部となる保険税においても、道は標準的な保険料率を市町村に示すこととなっており、本町の保険税で必要とされる収納額は10億3,000万円と試算されています。

この道から示された保険税必要収納額につきましても、前段、御説明した納付金が確定されていないことなどから概算額となります。

今後、実際に町が決定する保険税収納額は、道から示される額を参考に本町の被保険者数や所得の推移のほか、事業費などを精査しまして、実情にあわせ決定することとなります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 議会報告会の中で、仮試算として1人当たり平均所得43万5,800円のとくに、1人当たりの保険税が17万1,408円というような数字が出てきて、そのあと、激変緩和措置がとられたということで、その中での数字も出てきていました。

この1人当たりの平均の保険税というようなことについては、現在、数字が出てきているでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 道から示されました保険税収納必要額、ただいま申し上げました１０億３，０００万円をもとに、標準的な収納率などを用いまして、単純な計算でございますが、１人当たりの保険税額は１７万円というような数字になります。

ただし、これはあくまでも示された金額を単純に１人当たりに割り返した額となるところでございます。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） ２点目に移ります。

高い保険税が加入者の支払い限度を越えつつある現状を何とかしようと、これまで町は本当に御苦労されてきたっていうのを感じています。

広域化になれば、決定した納付金額は全額納付が義務づけられると認識していますが、現在の保険税収納率は１００％ではありません。

今後、保険税全額収納に向けてどのような解決策が考えられるかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 平成３０年度から道に納付する国保事業費納付金の財源につきましては、国、道からの交付金のほか、保険税や一般会計からの基準繰入金等が主な財源となります。

納付金の全額を保険税のみで賄う仕組みとはなっていないことから、保険税の収納率が１００％でなければ、国保事業費の納付金の納付ができないというわけではありませんが、保険税は制度を支える大きな柱であることから、引き続き収納率の向上に向けまして、きめ細かな取り組みが必要であると考えています。

以上です。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） 平均、本当に簡単な数字であらわすと１７万円ということなんですけれども、保険税が今までよりも本当に安くなるっていうふうには考えられません。

今、いろいろ収納率をきちんと１００％でなくても、さまざまところから賄う仕組みになっているのでっていうことなんですけれども、町としても、これからは払いやすい国保税っていうのを考えていく必要があると思うんですけれども、その払いやすい国保税にするために、納期、納付期ですね、今８期になっているんですけれども、それをふやすとか、所得段階の細分化というようなことも、もしかすれば考えられるのかなと思うんですが、そのようなことについて、今後考えられる予定はあるかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 税が払いやすくなるという点からは、納期につきましては過去から納期を延ばしたと、延ばしたといえますか、回数をふやしたりというようなことも進めておりますので、現在のところは変更の予定はございません。

細分化等に、税率等につきましても、今後の状況に応じてしっかりと検討することとしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） もう１点ですけれども、低収入の子育て世帯で軽減制度適用外、法定減免のない世帯にとって、均等割１人３万円っていうのは、かなり厳しい金額になって、３人いれば９万円というふうに数字がどんと上がってきます。

いろんなところで子育て世代を応援するために、町としては医療費の全面補助っていうこともやっていて、力を入れられていると思うんですけども、この子育て世帯に対する均等割に対して、補助、全額納付に向けて解決策の一つとして、そういうようなことは、今後考えられるかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員に申し上げます。

今、今回とその前に質問したことについては、具体的には通告されておりませんので、ひとつ答弁をされるかどうかわかりませんが、内容については答弁もいただけないかもしれません。

福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 国民健康保険税における低収入に係る軽減等については、制度化して行っております。

また、子育て世代に関しましても、税金ということではないですけども、しっかり町としてできることについての支援、また、保育料等についても減額等の事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 先ほどの納付金の割り当て金をお聞きしたんですけども、この納付金の割り当ては、市町村の所得水準や医療水準を反映し、所得や医療費が高い市町村では多く負担するという仕組みになっています。

別海町は一次産業が盛んで所得水準は高い位置にあると思われますが、医療費水準は北海道の全町村中、最下位に近いところにいつもいます。

別海町への納付金割り当てにおいて、これらの水準値が正確に反映されているかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 納付金の算定におきましては、所得水準や医療費水準のほか、被保険者数及び世帯数を反映し、市町村が納付する額を算定する仕組みとなっております。

今回の納付金算定において使用する所得は、平成27年度及び28年度の2カ年の平均所得を用いることとされており、この2カ年の平均所得による1人当たりの算定用所得は、全道平均約47万8,000円に対しまして、本町は約105万1,000円であり、全道で4番目に高い水準となっています。

また、医療費水準においては、本町は全道で2番目に低い結果となっています。

納付金の算定においては、これらの要素が納付金額に反映されることとなりますが、道の運営方針において激変緩和などのために、道独自に所得水準反映は国より低い基準とし、医療費水準の反映は影響を半減させることとしています。

さらに、全道平均より医療費が低い市町村に対しましては、医療費水準による納付金算定の影響を補う交付金が予定されています。

これらの算定要素を用いた納付金算定におきまして、今回示された結果については、正確に反映されているものと判断しています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） それでは、算定に反映しているっていうことですので、次の質

問に移ります。

北海道国民健康保険運営方針（案）の中で、国保会計赤字解消、削減の取り組み内容として、法定外一般会計繰り入れの必要性の大幅な減少について書かれています。

単年度の決算補填や累積赤字補填、保険税と負担緩和に充てるものなども明記されたことで、北海道の試算では赤字市町村がふえました。

別海町では、これまで一般会計から国保会計への繰り入れがなかった年はないと認識していますが、そのうち、保険税負担緩和などを充てるために、法定外繰り入れを行ったことはあったのか、お聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 一般会計からの法定外繰り入れでは、ルール化している保健事業費及び地方単独事業の医療費波及増分に係る繰り入れのほか、過去５年間では平成２４年度、平成２５年度及び平成２６年度について、単年度の決算補填を目的とする繰り入れを行っています。

なお、平成２７年度及び２８年度は黒字決算であったため、決算補填を目的とする繰り入れは行っていません。

以上です。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） では、５番に移ります。

保健事業費や地方単独事業の医療費波及増などに充てることを目的とするものについては、法定外繰り入れの解消、削減はすべき対象としないと運営方針には書かれています。

別海町では、これらの事業に係る法定外繰り入れを今後も継続して行う予定があるかどうかについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私のほうからお答えいたします。

道の運営方針では、市町村国保の保険者が削減すべき赤字額は、決算補填等を目的とした法定外繰入額と繰り上げ充用金の増加額というふうに定義をしております。

この繰り上げ充用金といいますのは、単年度ですね、赤字に対して補填をしないで、次の年の収入金を持って充用するというような決算の方式ですけども、これも会計処理上は認められているっていうことですね、本町におきまして、この繰り上げ充用っていうのを３年ほど続けてやったっていうことがあります。

いずれにしましても、決算の段階でそういう赤字を出さないんですけれども、次年度の歳入を充てるということでは実質赤字だということですね。

戻りますが、赤字を、要するに補填するための繰り入れと、今言いました繰り上げ充用金、増加させないようにすることということが定義でございます。

御質問のとおりですね。保健事業及び地方単独事業、市町村の判断でですね、行ってる医療費への補助のこととかを指しますけども、そういうものの増加にかかわる繰り入れについては、解消や削減すべきものには対象としないということであります。

保健事業及び地方単独事業の医療費の波及増加分に係る繰り入れにつきましては、一定の、これはルール化されておりますので、制度改正後におきましても安定した国保財政運営のために必要であるというふうに判断しておりまして、継続して行う予定としております。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員。

○ 1 1 番（瀧川榮子君） 6 点目に移ります。

北海道は医療過疎の地域が多いと考えます。別海町も 2 次医療が必要になれば、町外に行かなくてはならず、住民にとって出費はかかります。

国保の広域化では、都道府県単位での保険料の一元化を目標にしていますが、医療機関も医師の偏在し、公平感はありません。

健康保険運営を広域化するのであれば、医師確保も自治体任せでなく、北海道が確保に向けて積極的に努力する必要があると考えますが、町長の考えをお聞きかせください。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 答えいたします。

平成 30 年度からの制度改正においては、北海道も市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の責任主体となることから、保険者機能に果たす役割を期待するところでございます。

道における医師の確保対策につきましては、これまでも道庁の地域医療推進局を中心の窓口として行われておりますが、北海道東京事務所においてもですね、道外の医師、情報などについても確保するというところで活動を行っているほか、各種対策を講じているところでございます。

また、市町村から道への要望についてですが、北海道国民健康保険団体連合会を通してですね、今年度も医師、看護師不足の解消、地域ごとの医師の偏在の是正、地域が必要とする医師等の要請を着実に推進することについて、そして地域の医療機関への医師派遣体制をさらに推進するようということなどについて、要望しているところでございます。

道はこれまでも、道民の健康保持推進や医療の効率的な提供の推進に関し、責任のある立場であります。一医療保険者としての立場を超えて、北海道全体の適切な医療体制を確保する役割を担っていることに変わりはないものと認識しております。

地域医療の充実や体制整備は急務でありますから、実効性のある対策について、引き続き、道、国に対して要望していきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 1 1 番瀧川議員。

○ 1 1 番（瀧川榮子君） 地域医療に向けた要望書っていうのを、北海道の町村会が出したっていうのを、この 12 月、ことしの 12 月の 6 日でしたか、出したっていうのをたまに見つけました。

別海町がこんな状況になっているっていう中で、本当に皆さん、医師を確保するために努力されていると思います。

ぜひ、事あるごとに、医師が偏在せず、自治体病院がきちんと運営できるように医師が確保できるよう声を上げていただきたいと思いますと考えています。

一般質問を終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、1 1 番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

議案調査のため、12 月 14 日の 1 日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、１２月１４日の１日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日は各常任委員会を午前１０時から行いますので、よろしくお願いいたします。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 ２時５０分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員